事 務 連 絡 平成27年9月29日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課訪問サービス係

同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。 平成27年3月6日に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議の中でもご連絡 させていただきましたが、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措 置につきましては、平成30年3月31日までとなっております。

つきましては、これらの者に対する同行援護従業者養成研修等の受講状況等を把握させていただきたいと思いますので、平成26年10月1日及び平成27年10月1日現在の管内指定同行援護事業所の状況を別添調査票にとりまとめの上、平成27年11月19日(木)までにメールにてご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(一部抜粋)
- 〇 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(一部抜粋)

【提出先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係(今野、山田)

T E L : 03-5253-1111 (内線:3092)

F A X : 03-3591-8914

メール: houmon@mhlw.go.jp

〇 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基 準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(一部抜粋)

第一 (略)

- 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に 関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以 下「報酬告示」という。)に関する事項
 - 1. 通則 (略)
 - 2. 介護給付費
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 同行援護サービス費
 - ①・② (略)
 - ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて
 - (一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合
 - ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)ただし、初任者研修課程修了者等*1及び居宅介護従業者基準第20号から第22号に掲げる者*2(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。)にあっては、平成30年3月31日までの間は、研修の課程を修了したものとみなす。

イ・ウ (略)

- エ 基礎研修課程修了者等*3 → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」 (ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限る。)
- ※1 居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険 法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護 職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとす る。)
- ※2 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号)(一部抜粋)
 - 二十 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第二百九号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業

者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出 介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的 障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事 が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

- 二十一 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 二十二 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
- ※3 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する訪問介護に関する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)

- 〇 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(一部抜粋) 第一・第二 (略)
 - 第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 1 人員に関する基準
 - (1)~(5) (略)
 - (6) 指定同行援護事業所の取扱い
 - (1) (略)
 - ② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者(平成 18年厚生労働省告示第 556 号)第十号介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則(平成 13年厚生労働省令第 1 号)第 625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定(昭和 55年厚生省告示第四号)第 4条第 1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

- ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの
- イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの。
- ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。) (ただし、上記ア又はイに該当するものについては、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。)
- ③ 暫定的な取扱いに係る留意点
 - ((6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援に3年以上従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成30年3月31日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(6)の②のア及びウの要件を満たさなければならないものであること。